

○ 土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p><b>第1 趣旨</b></p> <p><u>本事業</u>の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2</b> (略)</p> <p><b>第3 受益農地管理強化対策</b></p> <p>1 公募団体が行う受益農地管理強化対策</p> <p>農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）が行う要綱第4の1の受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) <u>財産管理制度等活用推進委員会</u>の設置</p> <p>ア 公募団体は、国及び地方公共団体の職員、公募団体、地方連合会及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する<u>財産管理制度等活用推進委員会</u>（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>イ 推進委員会は、(2)により実施する調査の項目、(3)により作成する<u>財産管理制度等活用マニュアル</u>の内容及び(4)により実施する普及・啓発の検討を行うものとする。</p> <p>(2) <u>財産管理制度等活用実態調査</u></p> <p><u>所有者不明農地等が存在すること</u>により換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項に</p>	<p><b>第1 趣旨</b></p> <p><u>土地改良区体制強化事業</u>の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2</b> (略)</p> <p><b>第3 受益農地管理強化対策</b></p> <p>1 公募団体が行う受益農地管理強化対策</p> <p>農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）が行う要綱第4の1の受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) <u>財産管理制度活用推進委員会</u>の設置</p> <p>ア 公募団体は、国及び地方公共団体の職員、公募団体、地方連合会及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する<u>財産管理制度活用推進委員会</u>（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>イ 推進委員会は、(2)により実施する調査の項目、(3)により作成する<u>財産管理制度活用マニュアル</u>の内容及び(4)により実施する普及・啓発の検討を行うものとする。</p> <p>(2) <u>財産管理制度活用実態調査</u></p> <p><u>土地の所有者の所在不明等</u>により換地業務の実施に支障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項について調査を行うものと</p>

ついて調査を行うものとする。

- ア 所有者不明農地等が存在する ことにより生じている支障の内容
- イ 財産管理制度等の活用上の課題と対応方策
- ウ 財産管理制度等を活用して土地の所有者を特定した事例
- エ 財産管理制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例

(3) 財産管理制度等活用マニュアルの作成

(2) の調査結果を基に、財産管理制度等の活用に資するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

(4) 財産管理制度等の普及・啓発指導

(3) により作成したマニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行うものとする。

2 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

要綱第4の2の地方連合会が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 財産管理制度等の活用に関する指導

要綱第4の2の(4)の財産管理制度等の活用に関する指導は、おおむね次により行うものとする。なお、必要に応じて、要綱第4の1の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

ア 制度の普及・啓発

換地専門指導員は、第3の2の(3)における換地処分未了地

する。

- ア 所有者の所在が不明となる ことにより生じている支障の内容
- イ 財産管理制度活用上の課題と対応方策
- ウ 財産管理制度を活用して土地の所有者を特定した事例
- エ 財産管理制度以外の手法で換地処分の促進が図られた事例

(3) 財産管理制度活用マニュアルの作成

(2) の調査結果を基に、財産管理制度活用に資するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

(4) 財産管理制度の普及・啓発指導

(3) により作成したマニュアルを活用し、財産管理制度の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度の説明会を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。また、地方連合会が行う財産管理制度活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行うものとする。

2 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

要綱第4の2の地方連合会が行う受益農地管理強化対策は次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 財産管理制度活用に関する指導

要綱第4の2の(4)の財産管理制度活用に関する指導は、おおむね次により行うものとする。なお、必要に応じて、要綱第4の1の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

ア 制度の普及・啓発

換地専門指導員は、第3の2の(3)における換地処分未了地

区等又は土地改良事業の実施地区のうち、財産管理制度等を活用することにより換地業務又は土地改良事業の促進を図ることが可能となる地区等に対して、財産管理制度等の普及・啓発を行うものとする。

イ 指導方針の策定

管理強化委員会において、財産管理制度等の活用が有効とされる地区等について、所有者不明農地等の数、態様及び権利者会議の実施時期等を勘案した上で、制度活用に向けた指導方針を策定するものとする。

ウ 制度活用指導

換地専門指導員は、管理強化委員会における指導方針に基づき、財産管理制度等を活用しようとする地区について、制度の手續に必要な書類の作成に関する助言・指導を行うものとする。また、必要に応じて、財産管理人となる候補者のあっせん又は仲介等を行うものとする。

(5) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

要綱第4の2の(5)の交換分合等による農用地の利用集積に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

ア (略)

イ 農用地利用集積推進対策

(ア) (略)

(イ) 利用集積を推進すべき地区の選定

- a 農用地利用集積推進対策の対象地区は、農地整備等基盤整備事業の完了地区であって利用集積を予定している又はその必要性の高い地区とするものとする。

b (略)

(ウ)～(オ) (略)

区等又は換地を伴う土地改良事業の実施地区のうち、財産管理制度を活用することにより換地業務の促進を図ることが可能となる地区等に対して、財産管理制度の普及・啓発を行うものとする。

イ 指導方針の策定

管理強化委員会において、財産管理制度の活用が有効とされる地区等について、農用地の所有者の所在不明数、態様及び権利者会議の実施時期等を勘案した上で、制度活用に向けた指導方針を策定するものとする。

ウ 制度活用指導

換地専門指導員は、管理強化委員会における指導方針に基づき、財産管理制度を活用しようとする地区について、制度の手續に必要な書類の作成に関する助言・指導を行うものとする。また、必要に応じて、財産管理人となる候補者のあっせん又は仲介等を行うものとする。

(5) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

要綱第4の2の(5)の交換分合等による農用地の利用集積に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

ア (略)

イ 農用地利用集積推進対策

(ア) (略)

(イ) 利用集積を推進すべき地区の選定

- a 農用地利用集積推進対策の対象地区は、ほ場整備等基盤整備事業の完了地区であって利用集積を予定している又はその必要性の高い地区とするものとする。

b (略)

(ウ)～(オ) (略)

### 3 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

要綱第4の3の土地改良区が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。なお、必要に応じて、地方連合会に助言等を求めることができるものとする。

#### (1) 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用する場合

- ア 所在等不明共有者であることを証明するために必要な調査
- イ 当該制度の活用にあたっての他の共有者との各種調整
- ウ その他当該制度の活用にあたり必要な調査・調整

#### (2) 所有者不明土地管理制度を活用する場合

- ア 所有者不明土地であることを証明するために必要な調査
- イ 地方裁判所への所有者不明土地管理人の選任の申立て及びこれを行うにあたり必要な各種事前調整
- ウ 選任された所有者不明土地管理人との各種調整
- エ その他当該制度の活用にあたり必要な調査・調整

第4 (略)

### 第5 研修・人材育成

1 (略)

2 地方連合会が行う研修・人材育成

#### (1) 技術実践向上研修

要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修は、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図ることにより技術力向上に資するものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア・イ (略)

ウ 要綱第6の2の(1)のイの承認を受けようとする地方連合会

(新設)

第4 (略)

### 第5 研修・人材育成

1 (略)

2 地方連合会が行う研修・人材育成

#### (1) 技術実践向上研修

要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修は、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図ることにより技術力向上に資するものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア・イ (略)

ウ 要綱第6の2の(1)のイの承認を受けようとする地方連合会

は、別紙様式第19号の承認申請書及び別紙様式第20号の計画概要書を添付の上、都道府県知事に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(1)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

オ 地方農政局長は、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第21号により通知するものとする。

(2)～(5) (略)

## 第6 特定被災土地改良区復興支援対策

公募団体が行う要綱第7の特定被災土地改良区復興支援対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

1～5 (略)

6 助成

要綱第9の2の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

は、別紙様式第19号の承認申請書及び別紙様式第20号の計画概要書を添付の上、実施予定年度の5月末日までに地方農政局長等(北海道土地改良事業団体連合会にあっては農村振興局長、沖縄県土地改良事業団体連合会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

(新設)

エ 地方農政局長等はウの申請書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第21号により承認するものとする。

(2)～(5) (略)

## 第6 特定被災土地改良区復興支援対策

公募団体が行う要綱第7の特定被災土地改良区復興支援対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

1～5 (略)

6 助成

要綱第10の2の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

## 第7 複式簿記導入促進対策

公募団体が行う要綱第8の複式簿記導入促進対策については、土地改良区の会計基準に対応した複式簿記会計ソフト(以下「会計ソフト」という。)の開発を、おおむね次により実施するものとする。

### 1 土地改良区会計基準等への対応

本事業により公募団体が開発する会計ソフトは、土地改良区会計基準及び土地改良区会計細則例に基づき作成する財務諸表及び勘定科目に対応する仕様とするものとする。

## 2 知的財産権等の帰属等

(1) 公募団体が本事業により開発した会計ソフトに係る知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利及び著作権をいう。以下同じ。）及び開発した会計ソフトの売買に係る権利は、公募団体に帰属するものとする。

(2) 公募団体が本事業により開発した会計ソフトに係る知的財産権の全部又は一部を譲渡する場合には、あらかじめ、農村振興局長の承諾を得るものとする。なお、譲渡するに当たっては、農村振興局長が特にやむを得ないと認める場合を除き、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けるものとする。

## 3 事業収益状況の報告

公募団体は、本事業により開発した会計ソフトに係る知的財産権の譲渡又は当該知的財産権を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた収益又は本事業により開発された会計ソフトを自ら販売した場合の販売実績等、本事業の実施により生じた収益の状況について、事業実施期間及び事業実施終了年度の翌年度以降の4年間において、毎年度、別記様式第35号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に農村振興局長に提出するものとする。

## 4 収益納付

(1) 公募団体は、本事業の実施により収益が生じた場合には、交付された補助金の額を限度として、ア及びイにより算定した額を、国に納付するものとする。

ア 本事業により開発した会計ソフトに係る知的財産権の譲渡又は

## 第7 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

## 第8 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第35号に定める土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事（公募団体にあつては農村振興局長）に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

## 第9 実施結果の報告

- 1 要綱第11の1及び2のうち、要綱第3の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第36号によるものとし、要綱第4の2の受益

当該知的財産権を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により収益が生じた場合の納付額は、当該年度の収益の額とする。

イ 本事業により開発した会計ソフトを自ら販売したことにより収益が生じた場合の毎年度の納付額は、当該年度の収益の額に、2分の1を乗じて得た額とする。

(2) 収益納付すべき期間は、3の事業収益状況報告書を提出すべき期間と同様とする。

## 第8 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、土地改良区体制強化事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする

## 第9 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第36号に定める土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事（公募団体にあつては農村振興局長）に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

## 第10 実施結果の報告

- 1 要綱第12の1及び2のうち、要綱第3の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第37号によるものとし、要綱第4の2の受益

農地管理強化対策及び要綱第6の2の(4)の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第37号によるものとし、要綱第4の3の受益農地管理強化対策に関する報告は、別紙様式第38号によるものとし、要綱第5の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第39号から別紙様式第45号までによるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第46号によるものとする。

2 要綱第11の1及び2のうち、要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第47号によるものとし、要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は、別紙様式第48号によるものとし、要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第49号によるものとする。

(削る。)

3 要綱第11の3に関する報告は、別紙様式第50号から別紙様式第55号までによるものとする。

第10 (略)

農地管理強化対策及び要綱第6の2の(4)の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第38号によるものとし、要綱第5の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第39号から別紙様式第45号までによるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第46号によるものとする。

2 要綱第12の1及び2のうち、要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は、別紙様式第47号によるものとし、要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第48号によるものとする。

3 要綱第12の3に関する報告は、別紙様式第49号によるものとする。

4 要綱第12の4に関する報告は、別紙様式第50号から別紙様式第55号までによるものとする。

第11 (略)

## 附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。



改正後	現行
<p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 (略)</p> <p>別紙様式第 10 号 農用地利用集積推進対策地区調書</p>	<p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 (略)</p> <p>別紙様式第 10 号 農用地利用集積推進対策地区調書</p>

〇〇都道府県土地改良事業団体連合会

整理番号		地区名		関係する土地改良区等名		
地区面積 (ha)		農家戸数		担い手数	担い手の占める割合 (%)	
担い手が農家で無い場合の営農組合等の名称等						
農用地の利用状況 (ha)	田	畑		その他	合計	
農業経営基盤強化促進法第18条第5項に基づく農用地利用集積計画の作成の申出の有無		申出年月日		計画年数		
農地中間管理事業の実施状況						
指導開始年度		指導終了(予定)年度		指導予定年数	専門指導員名	
事業開始時 初年度末 2年度末 3年度末	地区の農地面積 (ha)	担い手の農地面積 (ha)	担い手の農地集積率 (%)	農家戸数	担い手の占める割合 (%)	備考
本地区の概要			課題			
本地区の農地整備等基盤整備事業の実施状況			指導方針			
事業名						
事業主体名						
実施年度						
地区面積 (ha)						
事業完了後の担い手の農地面積 (ha)						
事業完了後の担い手の農地集積率 (%)						
土地改良区等が行う土地利用調整等の活動を支援するソフト事業の実施状況						
事業名						
事業主体名						
実施(予定)年度						
事業内容						
調査作成者氏名		調査作成年月日		修正年月日		

〇〇都道府県土地改良事業団体連合会

整理番号		地区名		関係する土地改良区等名		
地区面積 (ha)		農家戸数		担い手数	担い手の占める割合 (%)	
担い手が農家で無い場合の営農組合等の名称等						
農用地の利用状況 (ha)	田	畑		その他	合計	
農業経営基盤強化促進法第18条第5項に基づく農用地利用集積計画の作成の申出の有無		申出年月日		計画年数		
農地中間管理事業の実施状況						
指導開始年度		指導終了(予定)年度		指導予定年数	専門指導員名	
事業開始時 初年度末 2年度末 3年度末	地区の農地面積 (ha)	担い手の農地面積 (ha)	担い手の農地集積率 (%)	農家戸数	担い手の占める割合 (%)	備考
本地区の概要			課題			
本地区のほ場整備等基盤整備事業の実施状況			指導方針			
事業名						
事業主体名						
実施年度						
地区面積 (ha)						
事業完了後の担い手の農地面積 (ha)						
事業完了後の担い手の農地集積率 (%)						
土地改良区等が行う土地利用調整等の活動を支援するソフト事業の実施状況						
事業名						
事業主体名						
実施(予定)年度						
事業内容						
調査作成者氏名		調査作成年月日		修正年月日		

(記載要領)

1・2 (略)

3 「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者であり、具体的には以下の要件に該当する者、組織及び法人等とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「**基盤法**」という。）に基づく認定農業者（認定農業者たる農業法人、特定農業法人を含む）

(2) 地域計画（基盤法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

(3)～(5) (略)

4・5 (略)

別紙様式第11号～別紙様式第18号 (略)

別紙様式第19号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県土地改良事業団体連合会長名

(記載要領)

1・2 (略)

3 「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者であり、具体的には以下の要件に該当する者、組織及び法人等とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定農業者（認定農業者たる農業法人、特定農業法人を含む）

(2) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた地域の中心となる経営体

(3)～(5) (略)

4・5 (略)

別紙様式第11号～別紙様式第18号 (略)

別紙様式第19号

番 号  
年 月 日

農村振興局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

都道府県土地改良事業団体連合会長名

技術実践向上研修 承認申請書

技術実践向上研修を実施したいので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のイに基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

1. ・ 2. (略)

別紙様式第20号

技術実践向上研修 事業計画概要書

1 (略)

2 事業費の内訳

区 分	国 庫 補 助 金	備 考
1 技術実践向上研修経費 (内訳)	円 円 円	

(記載要領)

1～3 (略)

4 表2

(1) 要綱第9の1の助成となる経費については、次のとおりとす

技術実践向上研修 承認申請書

技術実践向上研修を実施したいので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のイに基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

1. ・ 2. (略)

別紙様式第20号

技術実践向上研修 事業計画概要書

1 (略)

2 事業費の内訳

区 分	国 庫 補 助 金	備 考
1 技術実践向上研修経費 (内訳)	円 円 円	

(記載要領)

1～3 (略)

4 表2

(1) 要綱第10の3の助成となる経費については、次のとおりとす

る。

区 分	経 費
1～9	(略)

(2) (略)

別紙様式第21号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

各地方農政局長  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

技術実践向上研修の実施について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議のあつた技術実践向上研修の実施については、同意する。

別紙様式第22号～別紙様式第34号 (略)

る。

区 分	経 費
1～9	(略)

(2) (略)

別紙様式第21号

番 号  
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会会長 殿

各地方農政局長  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

技術実践向上研修 実施承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のウに基づく審査の結果、技術実践向上研修の実施を承認したので通知する。

別紙様式第22号～別紙様式第34号 (略)

(削る。)

別紙様式第35号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

事業実施主体名  
代表者氏名

土地改良区体制強化事業のうち複式簿記導入促進対策に係る〇年度収益状況報告書

土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知）第7の3に基づき、事業収益状況報告書を提出します。

(別添)

- |  |   |
|--|---|
| <u>1 事業の内容</u>                               |   |
| <u>2 事業に係る知的財産権の譲渡等又は事業成果の実用化等により得られた収益額</u> | 円 |
| <u>3 補助金の確定額</u>                             | 円 |
| <u>4 前年度までの収益納付済額</u>                        | 円 |
| <u>5 本年度収益納付額</u>                            | 円 |

(算定根拠)

(注) 各項目の算出の根拠となる資料の添付でも可とする。

別紙様式第35号

〇〇年度土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届

〇〇農政局長 殿

(事業主体名) 〇〇〇〇

土地改良区体制強化事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知)第8の規定に基づき、土地改良区体制強化事業に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、着手届を提出する。

記

1～3 (略)

別添 (略)

別紙様式第36号 (略)

別紙様式第36号

〇〇年度土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届

〇〇農政局長 殿

(事業主体名) 〇〇〇〇

土地改良区体制強化事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知)第9の規定に基づき、土地改良区体制強化事業に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、着手届を提出する。

記

1～3 (略)

別添 (略)

別紙様式第37号 (略)

**別紙様式第37号**

○年度土地改良区体制強化事業実績報告書  
 (受益農地管理強化対策及び換地等技術向上研修)

○○都道府県土地改良事業団体連合会

- 1 受益農地管理強化対策  
 (1)・(2) (略)

(3) 財産管理制度等の活用に関する指導

ア (略)

イ 制度活用指導

(ア) 換地業務の実施に支障が生じている地区

指導地区名	指導団体名	指導の概要	指導日数

(イ) 土地改良事業の実施に支障が生じている地区

指導土地改良区名	指導の概要	指導日数

(4) (略)

2 (略)

(記載要領) (略)

**別紙様式第38号**

○年度土地改良区体制強化事業実績報告書  
 (受益農地管理強化対策及び換地等技術向上研修)

○○都道府県土地改良事業団体連合会

- 1 受益農地管理強化対策  
 (1)・(2) (略)

(3) 財産管理制度活用に関する指導

ア (略)

イ 制度活用指導

指導地区名	指導団体名	指導の概要	指導日数

(4) (略)

2 (略)

(記載要領) (略)



別紙様式第38号

〇年度土地改良区体制強化事業実績報告書  
(受益農地管理強化対策)

〇〇土地改良区

1. 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用した場合

土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の目的	取得又は譲渡の年月日	備考

2. 所有者不明土地管理制度を活用した場合

土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	管理人の選任の年月日	選任された管理人	選任の目的	管理人の選任取消の年月日	余剰財産の供託金額	備考

(記載要領)

表の1

- (1) 1筆につき1行で整理する。
- (2) 土地の所在欄には、市町村名以下字名まで記載する。(例：〇〇市〇〇字〇〇)
- (3) 活用の目的欄には、「取得」又は「譲渡」のいずれかを記載する。
- (4) 備考欄には、参考となる情報を適宜記載する。

表の2

- (1) 1筆につき1行で整理する。
- (2) 土地の所在欄には、市町村名以下字名まで記載する。(例：〇〇市〇〇字〇〇)
- (3) 選任された管理人欄には、「弁護士」「司法書士」「行政書士」「当該土地の所有者の親類縁者」「当該土地の近隣者」「事業関係者」「その他」から選んで記載する。「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。
- (4) 選任の目的欄には、「〇〇事業同意」(〇〇には事業種(維持管理等)を記載)「賦課徴取」「売買」「中間管理権の設定」「その他」から選んで記載する(複数回答可)。「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。
- (5) 余剰財産の供託金額欄には、余剰財産が供託された場合にその金額を記載する。
- (6) 備考欄には、(3)、(4)のほか、参考となる情報を適宜記載する。

(新設)

**別紙様式第47号**

○年度技術実践向上研修 実績報告書

事業主体

1. 技術実践向上研修の実施状況

開催場所	開催年月日	開催回数	開催日数	受講者数			合計
				市町村	土地改良区等	その他	

2. 技術実践向上研修の研修講義内容

開催年月日	講義課目	講義内容	講師所属	講師氏名	講義時間	備考

3. 協議回数状況

協議年月日	協議回数	ブロック	参加者（内訳）				合計
			国	地方連合会	都道府県	その他	

(記載要領)

1. 表の1

- (1) 「土地改良区等」には、土地改良区連合も含む。
- (2) 研修開催プログラム等については、別途添付のこと。

2. 表の2

- (1) 「講義内容」は、具体的な内容を記述すること。

3. 表の3

- (1) ブロックは、例えば、北海道と東北農政局管内で行った場合、「北海道・東北」と記載すること。
- (2) 協議した事項については、別紙添付のこと。

(新設)

別紙様式第48号

〇〇年度 基幹水利施設保全管理技術向上研修実績報告書

〇〇都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設保全管理技術向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱第11の2に基づき報告します。

記

1・2 (略)

別紙様式第49号

〇〇年度 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実績報告書

〇〇都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱第11の2に基づき報告します。

記

1・2 (略)

別紙様式第47号

〇〇年度 基幹水利施設保全管理技術向上研修実績報告書

〇〇都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設保全管理技術向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱第12の2に基づき報告します。

記

1・2 (略)

別紙様式第48号

〇〇年度 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実績報告書

〇〇都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱第12の2に基づき報告します。

記

1・2 (略)

(削る。)

**別紙様式第49号**

○年度技術実践向上研修 実績報告書

事業主体

1 技術実践向上研修の実施状況

開催場所	開催年月日	開催回数	開催日数	受講者数			
				市町村	土地改良区等	その他	合計

2 技術実践向上研修の研修講義内容

開催年月日	講義課題	講義内容	講師所属	講師氏名	講義時間	備考

3 協議回数状況

協議年月日	協議回数	ブロック	参加者(内訳)				合計
			国	地方連合会	都道府県	その他	

(記載要領)

1 表の1

(1) 「土地改良区等」には、土地改良区連合も含む。

(2) 研修開催プログラム等については、別途添付のこと。

2 表の2

(1) 「講義内容」は、具体的な内容を記述する

3 表の3

(1) ブロックは、例えば、北海道と東北農政局管内で行った場合、「北海道・東北」と記載すること。

(2) 協議した事項については、別紙添付のこと。

別紙様式第50号・別紙様式第51号 (略)

別紙様式第52号

○年度施設管理研修（小水力等発電技術者育成研修）実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）[第11の3](#)に基づき、別紙のとおり事業実績報告書を提出します。

(要領) (略)

別紙様式第53号 (略)

別紙様式第54号

○年度土地改良区体制強化事業実績報告書  
(受益農地管理強化対策及び換地関係異議紛争処理実務研修)

事業主体	
------	--

- 1 受益農地管理強化対策
  - (1) [財産管理制度等活用推進委員会](#)  
ア～ウ (略)
  - (2) [財産管理制度等活用実態調査](#)

別紙様式第50号・別紙様式第51号 (略)

別紙様式第52号

○年度施設管理研修（小水力等発電技術者育成研修）実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）[第12の4](#)に基づき、別紙のとおり事業実績報告書を提出します。

(要領) (略)

別紙様式第53号 (略)

別紙様式第54号

○年度土地改良区体制強化事業実績報告書  
(受益農地管理強化対策及び換地関係異議紛争処理実務研修)

事業主体	
------	--

- 1 受益農地管理強化対策
  - (1) [財産管理制度活用推進委員会](#)  
ア～ウ (略)
  - (2) [財産管理制度活用実態調査](#)

地区名	調査年月日	調査内容

※調査結果を別途添付すること。

(3) 財産管理制度等活用マニュアルの作成

※作成した財産管理制度等活用マニュアルを別途添付するものとする。

(4) 財産管理制度等の普及・啓発

対象地区名	活動年月日	活動内容

※本表は、財産管理制度等活用推進委員会による普及・啓発に関する検討結果により適宜修正するものとする。

2・3 (略)

(記載要領) (略)

別紙様式第55号 (略)

別添 (略)

地区名	調査年月日	調査内容

※調査結果を別途添付すること。

(3) 財産管理制度活用マニュアルの作成

※作成した財産管理制度活用マニュアルを別途添付するものとする。

(4) 財産管理制度の普及・啓発

対象地区名	活動年月日	活動内容

※本表は、財産管理制度活用推進委員会による普及・啓発に関する検討結果により適宜修正するものとする。

2・3 (略)

(記載要領) (略)

別紙様式第55号 (略)

別添 (略)